特例監理技術者の配置の取扱いについて

名張市では、建設業法第 26 条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置については、下記のとおりとします。

１．適用要件について

次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとします。

（１）予定価格が３億円（税込）未満の工事であること。

（２）工事の技術的難度が高い工事でないこと。

（３）兼務できる工事数は２件までであること。

（４）低入札工事でないこと。

（５）24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。

（６）兼務する工事の場所が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、名張市及び伊賀市の市内であること。

（７）公共工事であること。市発注工事に限らず、国・県・伊賀市など公共機関等の発注工事も対象とする。

（８）監理技術者補佐を専任で配置すること。

（９）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（10）監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（11）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

（12）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（13）監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

（14）現場の安全管理体制について、平成７年４月 21 日付基発第 267 号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

２．兼務する場合の手続きについて

特例監理技術者を配置する場合、次の点に留意してください。

（１）入札の際、入札参加資格確認申請書（紙入札の場合は、入札参加申請書）に加えて、特例監理技術者配置予定届出書(様式第 1 号)を提出すること。

（２）契約締結の際、現場代理人等通知書に加えて、特例監理技術者配置届(様式第 2 号)を契約担当室及び工事担当室に提出すること。(兼務する施工中の工事が本市発注工事の場合は、施工中の工事担当室にも提出すること。)

（３）各工種における業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を工事担当室に提出するこ

と。（兼務する施工中の工事が本市発注工事の場合は、施工中の工事担当室にも提出すること。）

（４）特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズへの登録を行うこと。

３．注意事項

・他発注機関の工事と兼務できるのは、その発注機関が兼務を認める場合に限ります。必ず事前に内諾を得てください。

・契約後に監理技術者が特例監理技術者として兼務しようとする場合は、事前に監督職員と協議を行うこととします。また、特例監理技術者の兼務を要さなくなった場合も同様とします。

・特例監理技術者と現場代理人の兼務はできません。

・監理技術者補佐は、配置される工事における現場代理人との兼務は可能です。

・特例監理技術者及び監理技術者補佐は、営業所専任の技術者と兼務はできません。

・兼務に伴い、施工中の工事に配置されている監理技術者を交代させることはできません。

（令和８年４月１日適用）